

三重県感染症予防計画の見直しのポイント

- 「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」(国指針)の改正を受け、記載事項の充実を図るとともに、医療計画(新興感染症発生・まん延時における医療等)において記載が求められている事項を追加
- 現行の三重県感染症予防計画において記載されている内容についても、計画全体のバランスを整える観点等から、記載項目・記載内容の一部見直しを実施

三重県感染症予防計画(項目)

はじめに

第1 感染症対策推進の基本的な考え方

- 1 事前対応型行政の構築
- 2 県民一人ひとりに対する感染症の予防および治療に重点を置いた対策
- 3 人権の尊重・差別の禁止
- 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
- 5 「特定感染症予防指針」ならびに各種計画との関係
- 6 本計画の位置付け

第2 実施機関等の役割

- 1 県および保健所設置市の役割
- 2 市町の役割
- 3 県民の役割
- 4 医療関係者の役割
- 5 獣医師等の役割

第3 本県における感染症患者の発生状況および新興感染症発生・まん延時における医療等の現状

- 1 本県における感染症患者の発生状況
- 2 新興感染症発生・まん延時における医療等の現状(新型コロナウイルス感染症への対応状況)

第4 地域の実情に即した感染症の予防のための施策に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 感染症発生動向調査
 - (1) 感染症に係る情報収集・分析および公表
 - (2) 感染症法の規定に基づく医師等の届出
 - (3) その他
- 3 関係機関および関係団体との連携
 - (1) 食品衛生部門との連携
 - (2) 環境衛生部門との連携
 - (3) 検疫所との連携
- 4 予防接種の推進
 - (1) 予防接種施策の推進
 - (2) 健康危機管理の観点からの予防接種の推進

第5 地域の実情に即した感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 発生状況等の公表
 - (1) 発生状況等の公表
 - (2) 市町への情報提供等
- 3 積極的疫学調査
 - (1) 積極的疫学調査の実施
 - (2) 積極的疫学調査の実施手法等
- 4 対人措置の実施（検体の採取等、健康診断、就業制限および入院）
 - (1) 検体の採取等
 - (2) 健康診断
 - (3) 就業制限
 - (4) 入院勧告・措置
- 5 対物措置の実施（消毒その他の措置）
- 6 指定感染症および新感染症への対応
- 7 関係機関および関係団体との連携
 - (1) 食品衛生部門との連携
 - (2) 環境衛生部門との連携
 - (3) 検疫所との連携

第6 緊急時における国、県内市町および他都道府県等との連絡体制の確保等に関する事項

- 1 緊急時における国との連携体制
- 2 緊急時における他都道府県との連携体制
- 3 緊急時における市町との連携体制
- 4 緊急時における情報提供

第7 感染症および病原体等に関する情報の収集、調査および研究に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 情報の収集、調査および研究の推進
 - (1) 県等の役割
 - (2) 保健所の役割
 - (3) 保健環境研究所の役割
 - (4) 感染症指定医療機関の役割
- 3 医療DXの推進

第8 病原体等の検査の実施体制および検査能力の向上に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 病原体等の検査の推進
- 3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析および公表の体制整備

第9 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 感染症に係る医療を提供する体制の確保
 - (1) 特定感染症指定医療機関
 - (2) 第一種感染症指定医療機関の整備
 - (1) 第二種感染症指定医療機関の整備
- 3 新興感染症に係る医療を提供する体制の確保
 - (1) 体制確保に係る基本的な考え方
 - (2) 圏域の設定と連携体制
 - (3) 新興感染症に係る医療提供体制の課題
 - (4) 新興感染症に係る医療提供体制の確保に向けた取組
- 4 結核指定医療機関の整備
- 5 その他感染症に係る医療を提供する体制の確保
- 6 医薬品等の備蓄

第10 宿泊施設の確保に関する事項

- 1 新興感染症発生時における宿泊施設の確保
- 2 新興感染症の発生に備えた平時の取組

第11 自宅療養者等（外出自粛対象者）の療養生活の環境整備に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 自宅療養者等の療養環境の整備
 - (1) 自宅療養者等に対する健康観察の実施および医療提供体制の整備
 - (2) 市町や民間事業者との連携による生活支援体制の整備
 - (3) 高齢者施設や障がい者施設等における療養体制の整備
 - (4) 自宅療養者支援マニュアルの作成

第12 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 関係機関等との連携による患者の移送体制の整備
 - (1) 消防機関との連携
 - (2) 民間事業者との連携

第13 感染症対策物資等の確保に関する事項

第14 感染症の予防またはまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項

- 1 知事による総合調整・指示
- 2 厚生労働大臣に対する総合調整の要請

第15 感染症に関する人材の養成および資質の向上に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 県における感染症に関する人材の養成および資質の向上
- 3 医療機関等における感染症に関する人材の養成および資質の向上
- 4 関係機関および関係団体との連携ならびに訓練の実施

第16 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

- 1 保健所の役割
- 2 保健所体制の整備
- 3 関係機関および関係団体との連携

**第 17 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、
またはそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る数値
目標**

- 1 数値目標の設定に係る基本的な考え方
- 2 数値目標

**第 18 感染症に関する啓発および知識の普及ならびに感染症の患者等の人権の
尊重に関する事項**

- 1 基本的な考え方
- 2 感染症に関する知識の普及啓発
 - (1) 県および市町の役割
 - (2) 個人情報流出防止対策
 - (3) 報道機関との連携
- 3 関係機関および関係団体との連携

第 19 予防のための施策を総合的に推進すべき感染症

- 1 結核対策
- 2 エイズを含む性感染症対策
- 3 ウイルス性肝炎対策
- 4 新型インフルエンザ等感染症対策
- 5 その他感染症対策

第 20 その他の感染症の予防の推進に関する事項

- 1 施設内感染の防止
- 2 災害発生時の防疫措置
- 3 外国人への対応
- 4 薬剤耐性対策

はじめに

第1 感染症対策推進の基本的な考え方

- 1 事前対応型行政の構築
- 2 県民一人ひとりに対する感染症の予防および治療に重点を置いた対策
- 3 人権の尊重・差別の禁止
- 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
- 5 「特定感染症予防指針」ならびに各種計画との関係
- 6 本計画の位置づけ

見直しのポイント

- 「1 事前対応型行政の構築」に連携協議会に関する内容を記載
(記載例)
 - ・県は、三重県感染症対策連携協議会を設置し、感染症の予防およびまん延の防止のための必要な施策の実施にあたっての連携協力体制を推進するとともに、感染症対策推進のための必要な情報の共有および、本計画の取組状況等について毎年報告を行うことで、感染症対策の検証・改善を図ります。
- 「5 「特定感染症予防指針」ならびに各種計画との関係」の項目を追加
(記載例)
 - ・感染症の予防の推進にあたっては、本計画によるほか、国が定める「特定感染症予防指針」、「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」、「三重県結核対策基本計画」等の各種計画に基づいて施策を推進します。
- 「6 本計画の位置づけ」の項目を追加
(記載例)
 - ・本計画は、感染症法に基づく「予防計画」として定めるほか、医療法に基づく「医療計画（新興感染症発生・まん延時における医療および結核・感染症対策）」として作成します。
 - ・本計画については、感染症法の規定に基づき、厚生労働大臣が示す「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」が変更された場合に再検討を加えるとともに、本計画の実効性を高めるため、少なくとも3年ごとに調査・分析および評価を行い、必要があると認める場合は速やかに改定を行います。

第2 実施機関等の役割

- 1 県および保健所設置市の役割
- 2 市町の役割
- 3 県民の役割
- 4 医療関係者の役割
- 5 獣医師等の役割

見直しのポイント

- 「2 市町の役割」に県等が実施する施策への協力に関する内容を記載
(記載例)
 - ・市町は、自宅療養者等の療養環境の整備等、県等が実施する施策に対して協力をを行うよう努めます。

第3 本県における感染症患者の発生状況および新興感染症発生・まん延時における医療等の現状

- 1 本県における感染症患者の発生状況
- 2 新興感染症発生・まん延時における医療等の現状(新型コロナウイルス感染症への対応状況)

見直しのポイント

- 「第3 本県における感染症患者の発生状況および新興感染症発生・まん延時における医療等の現状」を追加
- 「1 本県における感染症患者の発生状況」の項目を追加
医療計画作成指針において記載が求められている結核・感染症対策にかかる現状把握を記載
- 「2 新興感染症発生・まん延時における医療等の現状(新型コロナウイルス感染症への対応状況)」の項目を追加
新興感染症発生・まん延時における医療体制の構築に係る指針において記載が求められている現状把握(新型コロナウイルス感染症への対応状況)を記載

第4 地域の実情に即した感染症の予防のための施策に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 感染症発生動向調査
- 3 関係機関および関係団体との連携
- 4 予防接種の推進

第5 地域の実情に即した感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 発生状況等の公表
- 3 積極的疫学調査
- 4 対人措置の実施（検体の採取等、健康診断、就業制限および入院）
- 5 対物措置の実施（消毒その他の措置）
- 6 指定感染症および新感染症への対応
- 7 関係機関および関係団体との連携

第6 緊急時における国、県内市町および他都道府県等との連絡体制の確保等に関する事項

- 1 緊急時における国との連携体制
- 2 緊急時における他都道府県との連携体制
- 3 緊急時における市町との連携体制
- 4 緊急時における情報提供

第7 感染症および病原体等に関する情報の収集、調査および研究に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 情報の収集、調査および研究の推進
- 3 医療DXの推進

見直しのポイント

○「2 情報の収集、調査および研究の推進」に感染症指定医療機関の役割に関する内容を記載

（記載例）

- ・感染症指定医療機関は、その役割に応じた医療提供等を実施するとともに、感染症および病原体等に関する知見の収集および分析を行います。

○「3 医療DXの推進」の項目を追加

（記載例）

- ・県は、感染症および病原体等の情報をより迅速に収集し、共有する観点から、国が行う新興・再興感染症データバンク事業（REBIND）等の情報基盤整備事業に協力するとともに、発生届等の電磁的方法による報告を促すなど、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進します。

第8 病原体等の検査の実施体制および検査能力の向上に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 病原体等の検査の推進
- 3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析および公表の体制整備

見直しのポイント

- 「2 病原体等の検査の推進」に検査等措置協定に関する内容を記載
(記載例)
 - ・ 県等は、新興感染症のまん延時に、必要な検査体制を速やかに構築できるよう、民間検査機関および医療機関と検査等措置協定を締結するなど、平時から計画的に体制整備を図ります

第9 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 感染症に係る医療を提供する体制の確保
- 3 新興感染症に係る医療を提供する体制の確保
- 4 結核指定医療機関の整備
- 5 その他感染症に係る医療を提供する体制の確保
- 6 医薬品等の備蓄

見直しのポイント

○「1 基本的な考え方」の項目に新興感染症対応（医療措置協定、第一種・第二種協定指定医療機関等）に関する内容を記載

（記載例）

- ・新興感染症の発生およびまん延時における医療提供等について、医療機関等の役割に応じた協定を締結するなど、感染症に係る医療が迅速かつ円滑に実施されるよう、連携体制の構築も含めた必要な取組を実施します。
- ・県は、感染症法に基づき、感染症指定医療機関（第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関、結核指定医療機関）の指定を行います。

○「3 新興感染症に係る医療を提供する体制の確保」の項目を追加

新興感染症発生・まん延時における医療体制の構築に係る指針において記載が求められている新興感染症に係る医療の提供に関する以下の事項を記載

①圏域の設定

新興感染症の発生・まん延時において、県内のそれぞれの地域において必要な診療を受けられるよう圏域を設定の上、圏域設定に係る考え方等を記載

②連携のあり方

新興感染症発生・まん延時における医療提供体制（入院、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援、医療人材に係る派遣体制等）について、設定された圏域等を踏まえて、連携の在り方を記載

③課題

現状把握（新型コロナウイルス感染症への対応状況）等を踏まえ、新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の課題を記載

④新興感染症発生・まん延時における医療提供体制（めざす姿と施策の展開）

上記の課題や第17の数値目標等を踏まえ、新興感染症発生・まん延時における医療提供体制を確保するために必要な施策・取組を記載

第10 宿泊施設の確保に関する事項

- 1 新興感染症発生時における宿泊施設の確保
- 2 新興感染症の発生に備えた平時の取組

見直しのポイント

- 「第10 宿泊施設の確保に関する事項」を追加
- 「1 新興感染症発生時における宿泊施設の確保」の項目を追加
(記載例)
 - ・ 県等は、新興感染症が発生した際には、自宅療養者等の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を防ぐなどの観点から、関係者や関係機関と協議の上、必要に応じ、宿泊施設の確保を行います。
- 「2 新興感染症の発生に備えた平時の取組」の項目を追加
(記載例)
 - ・ 県等は、新興感染症の発生等に備え、民間宿泊業者等と宿泊施設の確保に係る検査等措置協定を締結するなど、平時から計画的に宿泊施設の確保に係る取組を実施する。併せて、円滑な施設運営に資するよう、施設の運営管理に係る人員体制、資機材の確保などを規定した宿泊施設に係る運営業務マニュアルを事前に作成します。

第11 自宅療養者等（外出自粛対象者）の療養生活の環境整備に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 自宅療養者等の療養環境の整備

見直しのポイント

- 「第11 自宅療養者等（外出自粛対象者）の療養生活の環境整備に関する事項」を追加
- 「1 基本的な考え方」の項目を追加
（記載例）
 - ・ 県等は、自宅療養者等の体調悪化時に、迅速かつ適切な医療が提供されるよう医療提供体制を整備するとともに、市町等とも連携の上、生活上の必要な支援の実施など、療養環境の整備を行います。
- 「2 自宅療養者等の療養環境の整備」の項目を追加
（記載例）
 - ・ 県等は、自宅療養者等の体調悪化時等に、迅速かつ適切な医療が提供されるよう健康フォローアップ（健康状態の把握、症状が悪化した際の医療機関への受診等）体制を整備します。
 - ・ 感染症患者等への健康観察については、原則、保健所において実施することとするが、感染症まん延時等においては、重症化リスクの低い患者の健康観察を民間事業者等に委託（療養者支援相談窓口の設置等を想定）を行うなど、健康観察対象者を重点化することも想定します。

第 12 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 関係機関等との連携による患者の移送体制の整備

見直しのポイント

- 「第 12 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項」を追加
- 「1 基本的な考え方」の項目を追加
(記載例)
 - ・ 県等は、感染症患者への迅速かつ適切な医療の提供および感染症のまん延防止のため、感染症法に基づき入院を勧告した患者に係る保健所の移送体制を整備します。また、新興感染症のまん延時など、保健所の移送能力を超える事態が発生した場合に備え、消防機関と民間事業者等との連携を強化します。
- 「2 関係機関等との連携による患者の移送体制の整備」の項目を追加
(記載例)
 - ・ 県は、保健所の移送能力を超える事態の発生や保健所による搬送が困難な患者の発生に備え、消防機関と連携の上、平時から移送体制の整備を図ります。また、県は、消防機関に対して、受入医療機関に係る情報を提供するなど、円滑な移送が行われるよう必要な支援を実施します。

第 13 感染症対策物資等の確保に関する事項

見直しのポイント

- 「第 13 感染症対策物資等の確保に関する事項」を追加
(記載例)
 - ・ 県は、新興感染症の発生・まん延時等において当該物資が不足する場合に備え、感染症対策物資等の備蓄を行うとともに、医療機関等と新興感染症の発生およびまん延時における個人防護具の備蓄に係る医療措置協定を締結するなど、平時から必要な措置を講じます。

第14 感染症の予防または、まん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項

- 1 知事による総合調整・指示
- 2 厚生労働大臣に対する総合調整の要請

見直しのポイント

○「第14 感染症の予防または、まん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項」を追加

○「1 知事による総合調整・指示」の項目を追加

(記載例)

- ・知事は、感染症の発生を予防または、まん延を防止するため、平時から感染症対策全般について、保健所設置市や医療機関等に対して総合調整を行います。また、新興感染症公表期間において、感染症の発生を予防または、まん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置市の長に対して、入院の勧告・入院の措置に関し必要な指示を行います。

○「2 厚生労働大臣に対する総合調整の要請」の項目を追加

(記載例)

- ・県等は、新興感染症公表期間であって、都道府県の区域を越えた感染症の予防に関する人材の確保、患者の移送、その他感染症のまん延を防止するため必要があると認める場合は、厚生労働大臣に総合調整を要請します。

第15 感染症に関する人材の養成および資質の向上に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 県における感染症に関する人材の養成および資質の向上
- 3 医療機関等における感染症に関する人材の養成および資質の向上
- 4 関係機関および関係団体との連携ならびに訓練の実施

見直しのポイント

○「2 県における感染症に関する人材の養成および資質の向上」に I H E A T 要員に対する研修の実施に関する内容を記載

(記載例)

- ・県は、感染症のまん延時等において、保健所業務等の支援にあたる専門職（医師・保健師等）である I H E A T 要員に対して、研修の機会の提供やその他必要な支援を行います。

第 16 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

- 1 保健所の役割
- 2 保健所体制の整備
- 3 関係機関および関係団体との連携

見直しのポイント

○「第 16 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項」を追加

○「1 保健所の役割」の項目を追加

(記載例)

- ・保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、医療機関や医師会等関係団体と連携の上、地域における感染症に関する情報の収集・分析、関係機関等による感染症対策の支援など、感染症発生予防のための事前対応型の取組を推進します。
- ・感染症の発生時には、積極的疫学調査による原因究明や防疫措置を通じて、感染拡大防止を図るとともに、住民への情報提供や住民からの相談に幅広く応じるなど、保健所は、地域における感染症危機管理の拠点として総合的に対応します。

○「2 保健所体制の整備」の項目を追加

(記載例)

- ・県は、感染症のまん延防止の観点から、新興感染症の発生時等においても、積極的疫学調査等の専門的業務が維持されるよう、保健所業務の外部委託、本庁における一元的な業務の実施ならびに、ICTを活用した業務の効率化等を積極的に進めます。
- ・県は、新興感染症流行時において必要となる保健所人員をあらかじめ想定するとともに、有事の際には、当該人員が確実に確保できるよう、平時から関係部門等と連携した必要な取組を実施します。

○「3 関係機関および関係団体との連携」の項目を追加

(記載例)

- ・保健所は、感染症発生・まん延時における対応について、管内の市町、医師会等の関係機関および関係団体と事前に協議を行うなど、感染症対応に係る地域での協力・連携体制を構築します。

第 17 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、
 またはそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る数値目
 標

- 1 数値目標の設定に係る基本的な考え方
- 2 数値目標

見直しのポイント

○「第 17 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予
 防し、またはそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る数
 値目標」を追加

○「1 数値目標の設定に係る基本的な考え方」の項目を追加

(記載例)

- ・新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症）
 発生時において、必要な医療提供体制等を確保する観点から、現に対応し
 ており、これまでの対応の教訓を生かすことのできる新型コロナウイルス
 感染症への対応を念頭に、新興感染症発生・まん延時における医療提供体
 制等について、以下のとおり数値目標を設定します。

○「2 数値目標」の項目を追加

(記載例)

数値目標	流行初期（初動対応）		流行初期期間経過後	
	目標項目の説明	目標値 参考値	目標項目の説明	目標値 参考値
発熱外来 を実施す る医療機 関数	医療措置協定に基 づき、新興感染症 に係る発生の公表 後 1 週間以内に新 興感染症の疑似症 患者等の診療を実 施する医療機関 (発熱外来を担う 医療機関) を〇〇 機関確保できる体 制を目標としま す。	目標値	医療措置協定に基 づき、新興感染症 に係る発生の公表 後 6 か月以内に新 興感染症の疑似症 患者等の診療を実 施する医療機関 (発熱外来を担う 医療機関) を〇〇 機関確保できる体 制を目標としま す。	目標値
		〇〇機関		〇〇機関
				参考値 (2022 年 12 月) (新 型コロナウイ ルス感染症対 応時における 実績値) 691 機関

第 18 感染症に関する啓発および知識の普及ならびに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 感染症に関する知識の普及啓発
- 3 関係機関および関係団体との連携

第 19 予防のための施策を総合的に推進すべき感染症

- 1 結核対策
- 2 エイズを含む性感染症対策
- 3 ウイルス性肝炎対策
- 4 新型インフルエンザ等感染症対策
- 5 その他感染症対策

見直しのポイント

- 「1 結核対策」の項目を追加
医療計画作成指針において記載が求められている結核対策について記載
- 「2 エイズを含む性感染症対策」の項目
医療計画作成指針において記載が求められているエイズ対策について記載
- 「3 ウイルス性肝炎対策」の項目
医療計画作成指針において記載が求められている肝炎対策について記載
- 「4 新型インフルエンザ等感染症対策」の項目
医療計画作成指針において記載が求められている新型インフルエンザ等対策について記載

第 20 その他の感染症の予防の推進に関する事項

- 1 施設内感染の防止
- 2 災害発生時の防疫措置
- 3 外国人への対応
- 4 薬剤耐性対策

見直しのポイント

- 「4 薬剤耐性対策」の項目を追加
(記載例)
 - ・ 県等は、「薬剤耐性 (AMR) アクションプラン」に基づき、医療機関において薬剤耐性の対策および抗菌薬の適正使用が行われるよう、適切な方策を講じます。